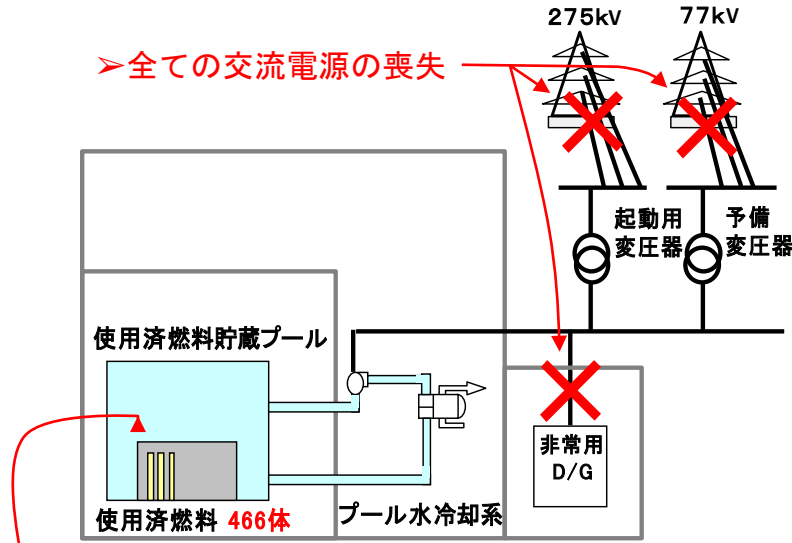
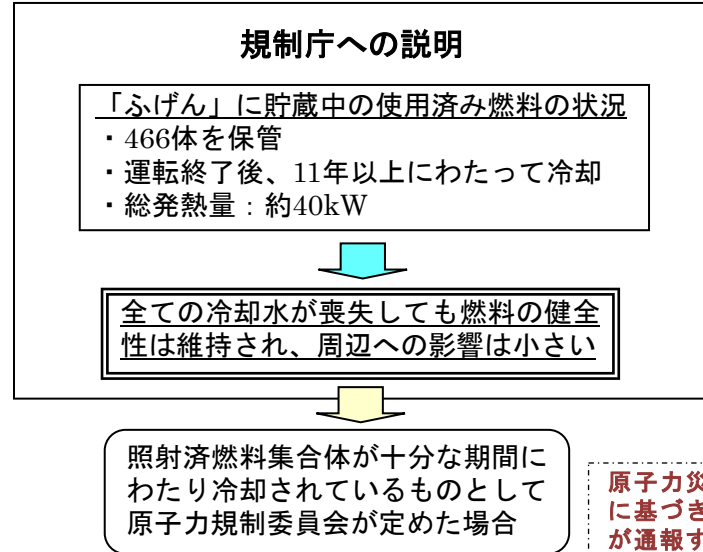


# 使用済燃料の十分な冷却に伴う通報レベル緩和

## 使用済燃料が十分に冷却されている施設への 通報基準の枠組みの変更



- > プール液位の維持が困難
- > 状態監視、警報機能の喪失



原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則

### 主な経緯

日付	主な経緯
H27/9/16	原子力規制委員会審議(告示案)
9/17~10/16	告示案 意見募集
11/25	原子力規制委員会審議(告示案)
12/3	原子力規制委員会告示
H28/4/1	告示施行

### 【現 行】

- ト. 使用済燃料貯蔵槽内にもみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設  
(照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く)
- > 全ての交流電源の喪失
  - > プール液位の維持が困難
  - > 状態監視、警報機能の喪失
  - > . . . . .
  - > . . . . .
  - > 放射性物質/放射線が事業所外へ放出または放出の恐れがあり、緊急防護措置が必要

### 通報基準 変更

### 【H28/4/1 以降】

- チ. その他原子炉施設
- > 放射性物質/放射線が事業所外へ放出または放出の恐れがあり、緊急防護措置が必要